

農地中間管理機構を活用した 農地の集積・集約化の加速化について

平成29年2月14日
農 林 水 産 省

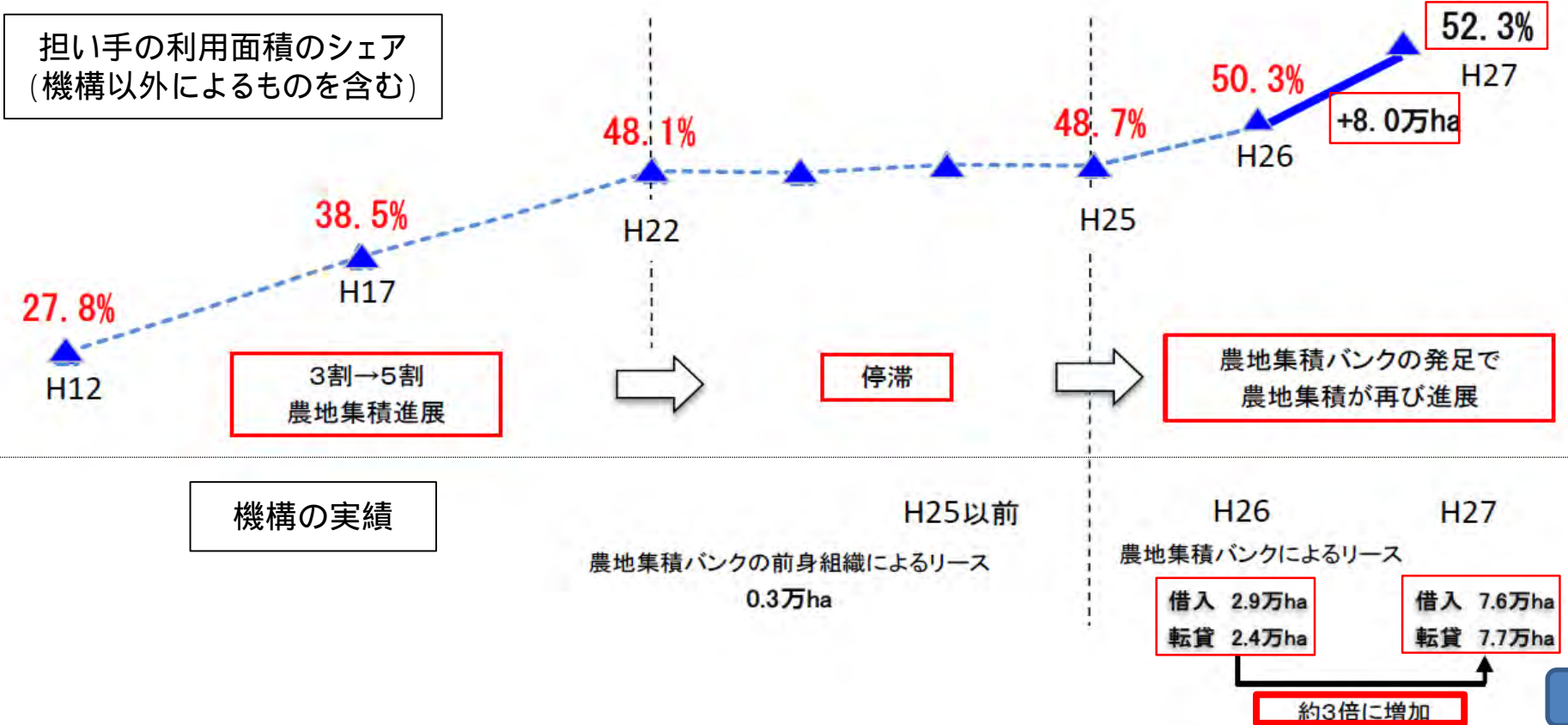
農地中間管理機構の実績等について

担い手への農地集積・集約化を加速化する(平成35年度までに、担い手の農地利用割合を5割から8割まで拡大させる。)ための究極の手段として、公的機関である農地中間管理機構を整備。

活動を開始した平成26年度以降は担い手への集積率が再び上昇に転じた。

中間管理機構の実績も、農林水産業・地域の活力創造本部で確認された機構を軌道に乗せるための方策を推進してきた結果、平成27年度の機構の実績は、初年度(26年度)の3倍程度に拡大。県によって濃淡はあるものの、初年度の手探り状態を脱し自信を持って取り組む県が多くなってきているところ。

特に取組が進んでいる福井県や鳥取県などでは、県や機構の幹部が各市町村長に対して農地集積の必要性を訴えるなどリーダーシップを発揮し、事業を推進。



	<p>イ) 現地で活動するコーディネーター数 (機構の他、委託先を含む) 5,590人</p>	<p>イ) 現地で活動するコーディネーター数 (機構の他、委託先を含む) 7,945人</p>	<p>イ) 現地で活動するコーディネーター数 (機構の他、委託先を含む) 5月に公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 例えば、宮崎県では、委託先の市町村等に40人以上の専任職員を配置し、機構職員と連携して現場活動を実施。 また、農業委員会改革により、農地利用最適化推進委員の設置が進展(28年度は約2割の市町村で新制度に移行し、29年度には更に7割の市町村で移行予定)。推進委員の活動推進のため、本年1月に国が推進委員向けの分かりやすい資料を作成・周知。
<p>3. 農地の集積・集約化の環境整備 (1) 優良事例の公表</p> <p>(2) 農地整備事業との連携強化</p>	<p>—</p> <p>26年10月の経営局長・農村振興局長連名通知により、機構のモデル地区内の事業について、公共予算の農地整備予算を優先配分することとした。</p>	<p>27年7月に36事例を公表済み。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地整備事業の公共予算の約4割で連携(608地区)。 機構のみを対象に簡易な基盤整備を行う非公共の予算(農地耕作条件改善事業、H27当初100億円)を創設し、実施地区414地区の全てで連携。 	<p>28年7月に28事例を公表済み。</p> <p>特に中山間地域での取組事例を9つ掲載し、取組の横展開を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地整備事業の公共予算の約5割で連携(758地区)。(28年11月末時点) 農地耕作条件改善事業(H28当初123億円、H28補正102億円)の実施地区730地区の全てで連携。(28年11月末時点) 今後、機構が借り入れている農地について、より迅速かつ効果的に事業を進められるよう、<u>農業者からの申請によらず、都道府県営事業として、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備事業を実施できる制度の創設のため、本通常国会に法案を提出予定。</u>

(3) 実績を上げた都道府県について各般の施策に配慮する仕組み

—

(4) 市町村の人・農地の状況の公表

—

(5) 関係機関との役割分担

(6) 農地情報公開システムの機能向上

—

—

全都道府県で公表済み。

市町村別に、担い手への集積率、機構の活用状況、人・農地プランの作成状況等を一覧にして公表。

27年4月からインターネット上での農地情報の公開を開始。

経営体育成支援事業（28年6月に要綱改正）及び28年度補正の担い手確保・経営強化支援事業に27年度までの実績を踏まえた仕組みを導入。

機構の借入面積割合に基づく順位と新規集積目標面積に対する機構の寄与度に基づく順位によりポイントを加算。

27年度と同様の資料について、3月末までに全都道府県で公表予定。

市町村や農業委員会、土地改良区などの関係機関と機構との連携方法・役割分担について、機構の活動方針に盛り込むよう昨年6月に各県・機構に要請。

- ・ 28年4月から検索条件のお気に入り登録や検索速度の向上等のバージョンアップを実施。
- ・ 28年度補正予算により農業委員会が有する最新の農地情報が反映されるようデータ整備を実施中。今後、一元的なクラウドシステムとして本格稼働。

<p>(7) 相続未登記農地の問題への対応</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の相続未登記農地の実態調査を実施し、昨年12月に公表。相続未登記又はそのおそれのある農地が全農地面積の約2割。 ・ 今後、政府全体で相続登記の促進などの改善策の検討を実施。
<p>4. 農地の集積・集約化を担う組織の役割の明確化</p>	<p>—</p>	<p>農地利用集積円滑化団体など既存の組織の26年度の実績について調査を実施。</p>	<p>農地利用集積円滑化団体など既存の組織の27年度の実績について調査を実施。</p>
<p>5. 遊休農地等に係る課税の強化・軽減等</p>	<p>—</p>	<p>28年度税制改正で要望・実現。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員会が機構との協議を勧告した遊休農地については、通常の農地の1.8倍の課税。 ・ 所有する全農地を機構に10年以上貸し付けた場合、固定資産税を1/2に軽減。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税制改正について、PRチラシを作成し、農地所有者が帰省するお盆時期に周知するなど積極的な働きかけを実施。 ・ 農業委員会による勧告の実施状況は3月目途に公表予定。
<p>6. その他</p> <p>(1) モデル地区</p> <p>(2) 担い手団体との連携協定</p> <p>(3) 果樹地域での取組強化</p>	<p>1,495地区</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>4,259地区</p> <p>熊本県、宮崎県で締結。</p> <p>法人の利用農地の機構経由への切替えを推進</p> <p>—</p>	<p>4,942地区 (28年11月末時点)</p> <p>先行県での取組を参考に、宮城県や山口県、愛媛県など13県でも締結。</p> <p>(29年1月末時点)</p> <p>果樹地域について、<u>産地協議会との連携による改植と集積を併せて進める通知</u>を昨年8月に発出。青森県、静岡県、愛媛県などの果樹県を中心に<u>モデル地区</u>を設置して取組を推進中。</p>

(4) 運用の改善

事務手続期間短縮化のための工夫の例を各県・機構に紹介し、その実践を要請。

・ 昨年12月に、農地の受け手の掘り起こし強化と積極的な借受けの一体的推進や、各機構の実態調査結果を踏まえて更なる事務手続期間短縮化について各県・機構に要請。

・ 農地の出し手・地域に対する補助金について、28年度より、国から各県への交付は、機構による担い手の利用面積の拡大分に応じた額（面積×上限単価）とし、その額の範囲内で、各県が当該補助金の単価等を各地域の実情に応じて調整できるように見直した。

(参考1) 農地中間管理機構の借入・転貸面積の状況

都道府県	年間集積 目標面積 (ha) ()	平成27年度の機構の借入・転貸面積の状況			
		機構の 転貸面積 (ha) ()	うち新規集積面積 (ha) ()	年間集積目標に 対する機構の寄 与度 (= /)	機構の寄与 度に基づく順 位
福 井	1,600	2,832	953	60%	1
石 川	2,030	1,350	1,108	55%	2
秋 田	4,640	3,679	2,038	44%	3
岩 手	6,740	5,222	2,327	35%	4
山 形	4,900	5,105	1,683	34%	5
宮 城	5,580	2,905	1,752	31%	6
新 潟	6,570	4,021	1,898	29%	7
広 島	1,620	1,187	473	29%	7
富 山	2,330	1,569	662	28%	9
鳥 取	1,090	713	300	28%	9
島 根	1,560	900	405	26%	11
滋 賀	2,340	1,749	495	21%	12
兵 庫	3,580	2,235	758	21%	12
茨 城	6,130	3,557	1,254	20%	14
山 梨	750	213	151	20%	14
山 口	2,280	1,472	464	20%	14
三 重	2,670	969	501	19%	17
福 岡	4,170	2,264	800	19%	17
岐 阜	2,750	2,756	507	18%	19
福 島	5,420	2,576	906	17%	20
京 都	1,170	773	182	16%	21
香 川	1,270	400	197	16%	21
長 崎	2,700	1,421	407	15%	23
宮 崎	3,090	1,898	433	14%	24

都道府県	年間集積 目標面積 (ha) ()	平成27年度の機構の借入・転貸面積の状況			
		機構の 転貸面積 (ha) ()	うち新規集積面積 (ha) ()	年間集積目標に 対する機構の寄 与度 (= /)	機構の寄与 度に基づく順 位
鹿 児 島	6,270	2,761	897	14%	24
岡 山	1,910	506	245	13%	26
栃 木	6,230	1,249	725	12%	27
奈 良	490	172	60	12%	27
青 森	7,270	1,813	835	11%	29
熊 本	5,620	1,893	615	11%	29
大 分	3,260	1,098	349	11%	29
大 阪	230	36	22	10%	32
千 葉	3,980	786	347	9%	33
北 海 道	9,560	9,475	642	7%	34
愛 知	3,720	479	253	7%	34
埼 玉	2,590	632	163	6%	36
長 野	5,010	1,469	314	6%	36
静 岡	3,580	440	210	6%	36
徳 島	890	81	50	6%	36
高 知	1,100	170	70	6%	36
群 馬	3,240	373	133	4%	41
佐 賀	1,200	1,403	33	3%	42
和 歌 山	1,190	56	26	2%	43
愛 媛	2,320	179	56	2%	43
東 京	240	2	2	1%	45
神 奈 川	600	15	3	1%	45
沖 縄	1,730	15	11	1%	45
計	149,210	76,864	26,715	18%	-
(参考)前年度	149,210	23,896	7,349	5%	-

(参考2) 農地中間管理事業の優良事例

「集落外の若手農業者等への集積」

(福井県若狭町東黒田地区)

中山間



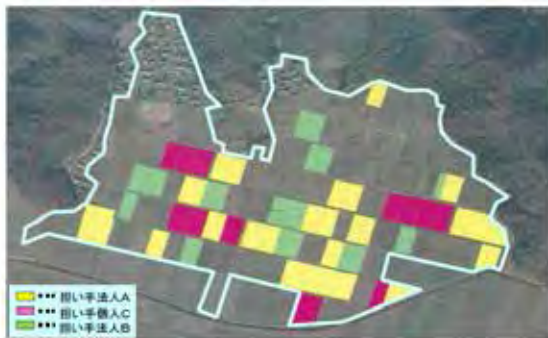
地区の特徴・状況

中山間の水田地帯に位置する当地区は、**農家の高齢化と担い手不足により、集落内の農地の維持が困難**となっていた。

取組のポイント

農地中間管理機構と地元の若狭町が密接に連携し、将来の地域農業のあり方について、集落内の農家や集落外の担い手との話し合いを繰り返し実施し、担い手への農地集積・集約に誘導。

地域の事業に精通した集落内の農家を「地域推進員」として町が雇用し、集落での話し合いの段取りなどに迅速に対応。
その結果、**農地中間管理機構を活用し、集落外の若手農業経営者を含めた3つの担い手への集積を実現。**



活用前



活用後

機構活用による成果

- ・ 担い手への集積面積
15.59ha→32.08ha
- ・ 担い手への農地集積率
40.2%→82.7%
- ・ 担い手の平均経営面積
5.2ha/経営体→10.7ha/経営体

農地中間管理事業の優良事例

「地域内の若い担い手の経営発展を見据えた集積」

(鳥取県大山町宮内地区)



地区の特徴・状況

基盤整備された比較的ほ場条件の良い中山間地域の水田地帯であるが、農家(28戸)の高齢化が進展していた。

取組のポイント

農地中間管理機構と町、JAとが連携して地域の話合いを推進し、会社を辞めて就農した若手の担い手に対し、地域内の農地面積の約5割(15ha)を集積。

また、地域の話し合いの結果、農地の出し手が「みんなの農地を、みんなで守ろう」との意識が高まり、畦畔を管理する組織を立ち上げ、若手の担い手を地域全体でサポートする体制を構築。

若手の担い手が借り受ける農地については、機構の重点地区のみを対象に簡易な基盤整備ができる農地耕作条件改善事業を活用し、排水不良の改善を実施。



活用前



活用後

機構活用による成果

・ 若手の担い手への集積面積・集積率

→ 15ha、約55%

地区の水田面積は約25ha

農地中間管理事業の優良事例

「基盤整備を契機に大規模園芸団地を形成」

(秋田県由利本荘市平根地区)

中山間



地区の特徴・状況

排水不良で畑作物に不向きな中山間地域であったが、大豆、りんどう、アスパラガス、小菊による複合経営の確立を目指すため、暗きょ排水整備など田畑輪換が可能となる**基盤整備事業を実施**。

取組のポイント

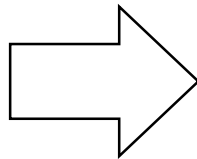
由利本荘市平根地区は、H26年度とH27年度の2年で面工事を行う大区画基盤整備事業を実施しており、地域の話合いにより新たに法人を設立し、農地の利用集積を図り、複合経営を行うことにより収益の向上を目指すこととしている。

3ヶ月間、市及び地域の話合いの中で機構事業等の活用を説明した結果、地域の集積意向が高まった。

秋田県の園芸メガ団地構想に基づき、大規模な園芸団地を整備し、アスパラやりんどうなどの新たな作物にも取り組む。



活用前



活用後

園芸メガ団地	
アスパラ	4.0ha
りんどう	4.0ha
小菊	1.0ha
合計	9.0ha

機構活用による成果

- ・ 担い手への集積面積 60ha→61.7ha
- ・ 担い手への農地集積率 80%→89%
- ・ 担い手の平均経営面積 60ha→61.7ha

農地中間管理事業の優良事例

「現地担当者の担い手説得による集約化」(富山県射水市稲積地区)

地区の特徴・状況

水稻、大麦、大豆を作付けしている湿田地帯。耕作条件が良く、担い手が競合して農地集積を進めてきたため、**分散錯圃が生じていた**。



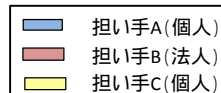
取組のポイント

分散錯圃により非効率な農業経営となっていたことから、**機構の委託を受けた市の担当者が、分散錯圃の解消に向けて、農地交換による集約化を担い手に提案**。

この担当者が、**事前に個々の担い手を説得した上で、関係者全体での話し合いを実施**。担い手の了解を事前に得てから人・農地プランの話し合いの場で**地権者を交えて話し合う方法**をとったことにより、**意思決定・合意形成がスムーズに進められた**。



活用前



活用後



機構活用による成果

- ・ 担い手が利用する団地数は、30箇所から8箇所まで減少。また、1団地の平均面積は、0.7haから8haに拡大。
- ・ 機構集積協力金はほ場整備(暗きょ排水整備)に活用し、地域農業の発展を図る。

農地中間管理事業の優良事例

「企業誘致による農地集積」(石川県能登町立壁・四方山地区)

中山間



地区の特徴・状況

本地区は能登半島にある能登町の東部の海岸に近い畑地帯であり、**過疎化、高齢化**により担い手が不足している。

取組のポイント

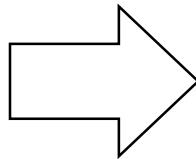
全国的に自社生産ほ場とカット野菜工場を展開し「儲かる農業経営システム」を掲げる県外の法人が野菜の露地栽培用の畑を探していた。同法人は耕作放棄地の解消や地元雇用にも積極的に取り組んでいる。

県は、誘致から土地の条件整備・確保・あっせん、営農支援まで一貫した総合的な支援を行う「農業参入総合支援プログラム」を平成26年から開始し、当該法人を誘致。

機構が県と連携して当地区に働きかけ、町が中心となり農地中間管理事業を活用し**迅速に企業側が求めるまとまりのある農地約10haを用意した**。将来の規模拡大も機構と町が順次とりまとめていく予定であり、地域との協働による農業再生を図ることとしている。また、**企業の参入により、3人の地元雇用を創出した**。今後、生産した野菜を加工するための工場(カット野菜等)を整備し、さらに地元雇用を拡大する予定。



立壁(たてかべ)地区



四方山(よもやま)地区

活用前

活用後

機構活用による成果

- ・ 担い手への集積面積 0ha→12.6ha
- ・ 担い手への農地集積率 0%→42%
- ・ 担い手の平均経営面積 0ha→12.6ha

平成27年度
機構転貸面積

平成27年中 9.9ha

平成28年中 2.7ha

(参考3) 農地情報・電子地図システム

機構による集積・集約化や、新規参入希望者の参考となるよう、農地情報を電子化・地図化して公開する全国一元的なクラウドシステム(全国農地ナビ)を平成27年4月に整備。

全国農地ナビにより、だれもがウェブ上でいつでも無料で、全国から希望する農地を探ることができるようになったところ。

利用者は、農地中間管理機構が借り手を募集している農地など、様々な条件で農地を探ることができ、各筆の詳細な情報も閲覧することが可能。



「都道府県名」
をクリック

「市区町村名」
をクリック

「大字名」
をクリック

農地詳細情報



大字名から
[地図] へ遷移

【閲覧可能な農地情報】

- 所在・地番、地目、面積
- 農振法や都市計画法の地域区分
- 所有者の農地に関する意向
- 耕作者ごとに付番した整理番号
- 賃借権等の権利の種類と存続期間
- 農地中間管理機構の権利取得や転貸の状況
- 遊休農地の判断と利用状況調査日
- 利用意向調査日

農地情報・電子地図システム

平成28年度から、ユーザーニーズに基づく利便性の向上を図るため、検索条件・農地のお気に入り登録、検索速度の向上等のバージョンアップを実施。

農業委員会が持つ最新の農地情報が反映されるようデータ整備を実施し、今後、一元的なクラウドシステムとして本格稼働。農地情報の逐次更新が可能となり、最新の農地情報に基づく農地の集積・集約化に向けた農業者の経営判断に貢献。

よく利用する検索条件や農地をお気に入りとして登録することで、容易な再検索が可能。

検索結果一覧画面

農地詳細画面

よく利用する検索条件や借り入れを検討している農地を、お気に入りとして登録

農地ナビトップページ画面

お気に入りページ

No.	お気に入り登録日時	条件	削除
1	2017/01/30 22:17:00	北海道 市 町 -	削除

No.	お気に入り登録日時	所在・地番	削除
1	2017/01/30 23:12:05	北海道 市 町 -	削除

トップページから、お気に入りに登録した検索条件や農地を即座に呼び出し、検索・表示が可能

(参考4) 固定資産税の税制改正

28年度税制改正により、遊休農地の課税強化と機構に貸し付けた農地の課税軽減が実現。

遊休農地の課税の強化	農地中間管理機構への貸付農地の課税軽減
<p>(1) 対象となる遊休農地 農地法に基づき、農業委員会が、農地所有者に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した遊休農地</p> <p>(2) 課税強化の手法 通常の農地の評価額は、売買価格×0.55（限界収益率）となっているところ、遊休農地については、0.55を乗じない（結果的に1.8倍になる）。</p> <p>(3) 実施時期 平成29年度に納付する固定資産税から適用</p>	<p>(1) 所有する全農地（10アール未満の自作地を残した全農地）を、まとめて、農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた場合、当該農地に係る固定資産税を1/2に軽減。</p> <p>(2) 軽減期間</p> <ul style="list-style-type: none">① 15年以上の期間で貸し付けた場合には、5年間② 10年以上の期間で貸し付けた場合には、3年間 <p>(3) 実施時期 平成28年度以降農地中間管理機構に貸し付けた場合に平成29年度に納付する固定資産税から適用 適用期間 2年間（平成28年度・平成29年度）</p>

固定資産税の税制改正

固定資産税の税制改正について、PRチラシを作成し、農地所有者が帰省するお盆時期に周知するなど、機構の活用に向けて積極的な働きかけを実施。

みなさんのふるさとを 守りましょう!

— あなたの田んぼ、農地中間管理機構に貸しませんか —

農地中間管理機構に貸せば、

- 平成29年度の固定資産税から **2分の1に軽減** されます。
- 自分の田んぼがきちんと耕作され、ふるさとの美しい景観が守られます。

1haの農地を所有している場合は全額軽減となり、10万円を超える増額となります。(農地の耕作の有無によって異なります) また、所有する農地について、一定期間以上貸し出す必要があります。

農地中間管理機構は、自治体から委託して運営する。

日本には、**琵琶湖2つ分**くらいの荒れた田んぼがあります。田んぼを荒らさず、また、荒れた田んぼを再生して、みなさんのふるさとを守りましょう。みなさんが耕せなくても、**公的機関が田んぼを借りて、しっかり管理**してくれる仕組みがあります。ぜひご利用下さい。

農地中間管理機構を活用しましょう!

農地中間管理機構について

■機構は「短期でできる農地の中間的受け皿」です。

■機構は**公的機関**だから安心して貸せます。

- 資料は**農主に**支払われます(別物(お米)による資料の支払いを滞らせることもあります)。
- 農地が荒れる心配もありません。
- 貸したい人と借りたい人が**直接に交渉する必要はありません。**

固定資産税の課税強化・軽減について

■今年中に農地中間管理機構に所有する全農地を貸せば、来年から固定資産税が半額になります。

所有する全農地(10アール未満の自作地は除きます)を、平成28年度以降新たに、まとめて借入れ10年以上の期間で貸し付けたときは、次の期間にわたり、当該農地の固定資産税が2分の1に軽減されます。

- 10年以上15年未満の期間で貸し付けたときは3年間
- 15年以上の期間で貸し付けたときは5年間

■荒れた農地や十分管理されていない農地[※]を放置すると、将来、固定資産税が1.8倍に増額されることがあります。今から農地中間管理機構への貸付けなどの方策をご検討されてはいかがでしょうか。

・1月1日現在で耕作を受けている農地については、その納付する年度の固定資産税が1.8倍になります。
 ・農地中間管理機構への貸付けの意向が示されれば、勧告はされず、固定資産税は上がりません。

※例えは……※

- 今年の特(11月頃)
農委委員会から連休農地の所有者等に対し勧告の調査表が届きます。
- 来年の夏(8月頃)
意向どおりに実施しているか農委委員会が確認します。
- 来年の特(11月頃)
意向どおりに実施されていない場合は、農委委員会からの農地中間管理機構による委託農地の借入れの依頼の勧告が行われます。

※固定資産税の税額

(1haの農地を所有している場合の年間平均額であり、実際の額は個々の農地によって異なります)

5万円 → 15万円 → 75,000円

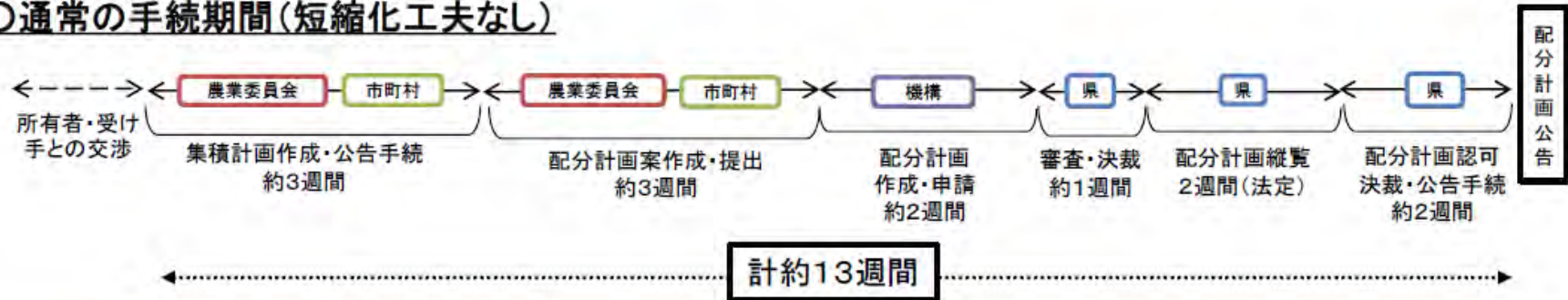
借入れに貸付 → 現在 → 連休農地

※課税の強化は、既に耕作の意向が示されておらず、かつ、耕作放棄されたといえる農地と「事実上の耕作の停止が確認される農地」の両者の範囲に拡大して行われており、農委委員会から勧告を受けた農地が対象です。また、農地中間管理機構に貸付けができる農地は農委委員会からの農地に限らず、(固定資産税の課税強化)が適用される農地の範囲が広がります。

(参考5) 機構の事務手続期間の短縮化の工夫

国から各県・機構に対し、事務手続期間の短縮化のための工夫の例を示しつつ、市町村等とも連携した上で短縮化を図るよう要請。

○通常の手続期間(短縮化工夫なし)



○手続期間短縮化の例

